

収入・収益項目

必須



当社（飲食店）は、国内においてカナダ人旅行者に対し店内で飲食物を提供し、飲食代を収受した

（平成28年 税理士試験 類題）

[問題番号12]

関連勘定科目: 売上高

課税売上げ

仕入返還等

非課税売上げ

控除過大
調整税額

免税売上げ

処理なし

ホームに戻る

5/173

収入・収益項目の判定欄について

課税売上げ

問題文の項目が、課税標準額に算入される場合（6.3 %課税取引となる場合）は『課税売上げ』と記載しています。

非課税売上げ

問題文の項目が、消費税を課さないこととされる場合（非課税取引となる場合）は『非課税売上げ』と記載しています。

免税売上げ

問題文の項目が、消費税が免除されることとなる場合（免税取引となる場合）は『免税売上げ』と記載しています。

仕入返還等

問題文の項目が、法 32 条「仕入れに係る対価の返還等」の規定の適用を受ける場合は『仕入返還等』と記載しています。

控除過大調整税額

問題文の項目が、法 39 条③「償却債権取立益に係る消費税額」の規定により課税標準額に対する消費税額に加算される場合又は課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない場合は『控除過大調整税額』と記載しています。

処理なし

問題文の項目が、消費税の課税の対象外とされる場合（不課税取引となる場合）など、上記のいずれにも該当しない場合には『処理なし』と記載しています。

（※）判定が「課税売上げ」となる場合は、解説文に簡易課税では第何種事業に該当するのかが記載されています。また、判定が「非課税売上げ」となる場合は、解説文に課税売上割合の算定上分母と分子にくら算入するのかが記載されています。

損益計算書科目

I 売上高

売上高					
1	必須	商品を国内の消費者に現金で販売して収受した代金	売上高	[第二種事業] 商品の現金売上は課税売上げとなる。	課税売上げ
2	必須	商品を国内の事業者に掛で販売した場合の販売代金	売上高	[第一種事業] 商品の掛売上は課税売上げとなる。	課税売上げ
3	必須	商品を国外に輸出販売して収受した代金 (平成27年 公認会計士試験 類題)	売上高	本邦からの輸出として行われる資産の譲渡は免税取引に該当する。	免税売上げ
4	必須	当社のニューヨーク支店で商品を販売して収受した代金	売上高	譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外なので、国内取引に該当せず不課税取引となる。	処理なし
5	必須	当社がドイツで製造した製品を日本国内において他の内国法人に譲渡した代金	売上高	[第三種事業] 譲渡の時ににおける資産の所在場所が 国内なので国内取引に該当し、課税取引となる。	課税売上げ
6	必須	当社が国内で製造した製品をフランスで販売した代金 (平成29年 税理士試験 類題)	売上高	譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外なので、国内取引に該当せず不課税取引となる。	処理なし
7	基礎	学校教育法に規定する教科用図書の販売代金	売上高	学校教育法に規定する教科用図書の販売は非課税取引に該当する。なお、課税売上割合の算定上分母に全額を算入する。	非課税売上げ
8	応用	出版社から仕入れた市販の参考用図書(私立A高校が指定したもの)をA高校の生徒に販売して収受した販売代金	売上高	[第二種事業] 参考書又は問題集等で学校における教育を補助するためのいわゆる補助教材の譲渡については、当該補助	課税売上げ

番号	難易度	問 題 文	関連勘定科目	解 説 文	判 定
				教材を学校が指定した場合であっても非課税とはならない。(基通 6-12-3)	
9	必須	車いす(身体障害者用物品に該当する)の販売代金	売上高	身体障害者用物品の譲渡は非課税取引に該当する。なお、課税売上割合の算定上分母に全額を算入する。	非課税売上げ
10	応用	当社がフィリピンで購入した貨物を保税地域に陸揚げし、輸入手続きを経ずにアメリカの業者(外国法人)に輸出販売して収受した代金 (平成24年 税理士試験 類題)	売上高	保税地域に陸揚げしていることから当該貨物の譲渡は国内取引に該当し、かつ本邦からの輸出として行われる資産の譲渡に該当することから、輸出取引等に該当する。(基通 7-2-3)	免税売上げ
11	応用	当社がフランスで購入した輸入貨物を保税地域に陸揚げせずに中国の業者(外国法人)に売却した代金	売上高	保税地域に陸揚げする前に譲渡していることから国内取引に該当せず、不課税取引となる。	処理なし
12	必須	当社(飲食店)は、国内においてカナダ人旅行者に対し店内で飲食物を提供し、飲食代を収受した (平成28年 税理士試験 類題)	売上高	[第四種事業] 非居住者に対する役務の提供で、国内において直接便益を享受するものは輸出取引等に該当しない。(基通 7-2-16)	課税売上げ
13	必須	商品を内国法人A社(免税事業者)に該当する)に販売して収受した販売代金	売上高	[第一種事業] 資産の譲渡の相手方が免税事業者であっても、課税取引に該当する。	課税売上げ
14	応用	当社が製造した車いす(身体障害者用物品に該当)をアメリカの取引先に輸出販売した代金 (平成30年 公認会計士試験 類題)	売上高	身体障害者用物品の譲渡は非課税取引となる。なお、本邦からの輸出として行われる非課税資産の譲渡に該当するため、非課税資産の輸出等の規定の適用があり、課税売上割合の算定上分母及び分子に全額を算入する。	非課税売上げ
15	応用	当社(輸出品販売場の許可を受けている)が、アメリカ人旅行者(非居住者に該当する)に対して電化製品を10万円で販売して収受した	売上高	輸出品販売場を経営する事業者が非居住者に対して一定の方法により免税対象物品を譲渡した場合には、その物品の譲渡については消費	免税売上げ

番号	難易度	問 題 文	関連勘定科目	解 説 文	判 定
		代金。なお、当社は購入者誓約書及び旅券の写し等の一定の書類を適切に保存している。		税が免除される。なお、この制度の適用を受けるためには、購入者誓約書及び旅券の写し等の一定の書類を適切に保存しなければならない。	
受注制作売上高					
16	応用	当社は、内国法人A社が輸出販売する予定の製品の下請加工をA社から材料の支給を受けて国内において行い、下請加工料を収受した (平成23年 税理士試験 類題)	受注制作 売上高	〔第四種事業〕 輸出する物品の製造のための下請加工は輸出取引等には該当せず、下請加工料は課税売上げとなる。(基通 7-2-2) なお、簡易課税の計算上、加工賃等を対価とする役務の提供は第四種事業に該当することに注意。	課税売上げ
17	応用	当社が、保税地域内で外国法人X社の製品(日本に陸揚げ後輸入許可を受けたもの)の加工作業を行ったことにより収受した加工料	受注制作 売上高	〔第四種事業〕 当該加工作業は役務の提供地が国内なので国内取引に該当し、また、X社の製品は輸入許可を受けたものであることから外国貨物に該当しないため輸出取引等(外国貨物に係る役務の提供)に該当せず、課税取引となる。	課税売上げ
18	応用	金属の加工・組立・研磨事業を営む個人事業者が内国法人A社の依頼を受け、A社製品の加工作業を行い、源泉所得税相当額を差し引かれた報酬金額を収受した。この場合における源泉所得税相当額。	受注制作 売上高	〔第四種事業〕 課税資産の譲渡等に際して収受する金額が、源泉所得税相当額を差し引かれた金額である場合でも、源泉徴収前の金額によって課税標準の計算を行う。(基通 10-1-13)	課税売上げ
完成工事高					
19	基礎	当社は内国法人A社がイギリスに建築する予定の建物の工事を請け負い、国内において工事代金を収受した。	完成工事高	役務の提供地が国外であるため国内取引に該当せず、不課税取引となる。	処理なし

運送事業収入					
20	必須	当社(運送業者)が日本からアメリカへ荷物を輸送して収受した運賃	運送事業収入	発送地が国内なので国内取引に該当し、国内及び国外にわたって行われる貨物の輸送は輸出取引等に該当するため免税売上げとなる。	免税売上げ
21	必須	当社(運送業者)が、アメリカからイギリスへ荷物を輸送して収受した運賃	運送事業収入	役務の提供地が国外なので国内取引に該当せず不課税取引となる。	処理なし
22	応用	外国法人X社の依頼によりX社の商品を東京から名古屋まで運送して収受した運送料 (平成10年 税理士試験 類題)	運送事業収入	[第五種事業] 非居住者に対する役務の提供で、国内において直接便益を享受するものは輸出取引等に該当しない。(基通 7-2-16)	課税売上げ
23	応用	当社(運送業者)が収受した保税地域間の外国貨物の輸送料	運送事業収入	外国貨物に対する役務の提供は輸出取引等に該当する。	免税売上げ
24	必須	当社(タクシー会社)が、国内においてフランス人観光客をタクシーで輸送して収受した乗車料金	運送事業収入	[第五種事業] 非居住者に対する役務の提供で、国内において直接便益を享受するものは輸出取引等に該当しない。(基通 7-2-16)	課税売上げ
仲介手数料収入					
25	基礎	当社(不動産会社)が収受する土地の売却に伴う仲介手数料 (平成28年1月 2級 FP 技能士試験 類題)	仲介手数料収入	[第六種事業] 土地の売却の仲介に係る役務の提供は非課税取引に該当せず、仲介手数料は課税売上げとなる。	課税売上げ
不動産賃貸収入					
26	必須	当社の所有する国内の土地の賃貸料(契約による貸付期間は1年) (平成27年 公認会計士試験 類題) (平成29年5月 2級 FP 技能士試験 類題)	不動産賃貸収入	契約による貸付期間が1月以上の土地の貸付けは非課税取引となる。	非課税売上げ